

予算特別委員会資料

【議案第78号】

令和5年度北九州市一般会計予算について（消防局所管分）

- (1) 歳入予算額 . . . P 2
- (2) 歳出予算額 . . . P 2
- (参考) 消防局主要事務事業の概要 . . . P 3～4

【議案第109号】

北九州市火災条例の一部改正について . . . P 5～6

消防局

令和5年度北九州市一般会計予算(消防局所管分)について

1 歳入予算額

(単位:千円)

款	項	目	節	本年度	前年度	比較
17	1	11	1 消 防 使 用 料	877	928	△51
	2	9	1 消 防 手 数 料	41,115	42,350	△1,235
18	1	3	1 消 防 費 負 担 金 (国)	7,309	5,605	1,704
	2	11	1 消 防 費 補 助 金 (国)	45,396	184,308	△138,912
	3	6	1 消 防 費 委 託 金 (国)	3,000	3,000	0
19	1	-	- 消 防 費 負 担 金 (県)	0	76	△76
	2	8	1 消 防 費 補 助 金 (県)	135,959	105,985	29,974
20	1	1	1 土 地 貸 付 収 入	2,225	2,454	△229
			2 建 物 貸 付 収 入	5,938	5,879	59
22	1	3	1 市 民 太 陽 光 発 電 所 特 別 会 計 繰 入 金	0	2,000	△2,000
24	6	4	29 消 防 費 雑 入	102,139	131,331	△29,192
25	1	10	1 消 防 債	807,800	1,047,900	△240,100
計				1,151,758	1,531,816	△380,058

2 歳出予算額

12款1項 消防費

(単位:千円)

目	本年度	財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 消 防 職員費	9,312,959 (62,702)			10,986	9,301,973	消防関係職員給与費
2 常 備 消防費	836,038 (22,733)	49,389		88,361	698,288	○常備活動経費 209,773 ○予防行政経費 51,178 ○職員研修経費 36,816 ○その他経費 538,271
3 非常備 消防費	407,444 (△9,864)	4,216		52,947	350,281	消防団活動に要する経費
4 消 防 施設費	1,202,283 (△484,418)	138,059	807,800		256,424	○常備消防施設整備費 1,014,728 ・車両購入経費等 780,326 ・その他経費 234,402 ○非常備消防施設整備費 187,555
計	11,758,724 (△408,847)	191,664	807,800	152,294	10,606,966	

()は前年比

3 消防局主要事業の概要

(単位：千円)

区分	事務事業名	事業概要	予算額
あらゆる災害に対応するための消防体制の整備	① 消防体制の充実強化 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	大規模災害への備えとして、豪雨災害時に使用する救命胴衣、火災や交通事故、土砂災害やテロ等特殊災害時に使用するチェーンソー、化学防護服等の資器材を整備する。また、林野火災対策として、泡消火剤等を配備する。	63,224
	② 消防職員の人材育成・能力向上 【2目 常備消防費】	消防職員に必要な資格を取得させるとともに、専門知識や技術の向上を図るなど、計画的な人材育成を図る。	21,814
	③ 消防施設の整備 【4目 消防施設費】	消防施設の長寿命化を図るため、外壁改修工事などを計画的に進める。また、第三者所有方式による省エネ機器の導入などにより、消防施設におけるカーボンニュートラルを推進する。 ◆訓練研修センター（実施設計・改修工事） ◆若松消防署（実施設計・改修工事） 他8施設	152,400
	④ 消防車両等の整備 【4目 消防施設費】	消防活動に必要となる指揮車等の更新に加え、消防ヘリコプターのエンジン交換を行う。	700,820 (他に債務負担 835,700)
火災予防対策の強化	⑤ 木造の市場・商店街等における火災予防対策の強化 【2目 常備消防費】	昨年の且過地区等の火災を受け、大規模な火災につながりやすい、木造の市場・商店街等が密集する地域の店舗（約1000店舗）に対して、「防火指導員」によるきめ細かな防火指導や地域ぐるみの消火訓練等を実施する。	9,000
	⑥ 防火査察の強化 【2目 常備消防費】	木造の市場・商店街が密集する地域における火災予防対策の強化を図るため、査察周期の短縮や、違反是正の強化を行う。	21,278
	⑦ 住宅防火対策の推進 【2目 常備消防費】	住宅火災による死者の発生を防ぐため、高齢者世帯を中心に、住宅用火災警報器の設置、点検及び交換を促進する。	781

救急体制の強化	⑧ 救急体制の強化 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	増加する救急需要に対応するため、平日日中に臨時編成する「機動救急隊」を運用する。また、救急車4台を更新するとともに、救急救命士6人を養成する。	229,391
	⑨ 救急活動の質の向上 【2目 常備消防費】	より多くの命を救うため、医療機関との緊密な連携により、医師による専門性の高い指導・助言を受けることで、救急活動の質の向上を図る。	7,096
	⑩ 市民による応急手当の普及啓発活動の推進 【2目 常備消防費】	市民による救命技術の向上を図るため、応急手当の普及啓発活動を推進する。	976
地域における災害対応力の向上	⑪ 消防団の充実強化 【3目 非常備消防費】 【4目 消防施設費】	老朽化した消防団施設の建替えを計画的に進めるとともに、防火服やヘルメット、安全靴など、装備の充実を図る。また、消防団員の活動を積極的にPRするなど、消防団への入団促進を図る。 ◆小倉北消防団第2分団本部新築（砂津三丁目）	312,365
	⑫ いきいき安心訪問の推進 【3目 非常備消防費】	高齢者の安全・安心の向上を図るため、消防団員が一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災などの啓発や、簡単な身の回りのお世話、福祉相談の関係機関への伝達などを行う。 ◆令和5年度の訪問予定数 2,240世帯	8,736
	⑬ 市民防災活動への支援 【2目 常備消防費】	災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域の自主防災力を向上させるため、「市民防災会」への防災リーダー研修の実施や、地域で開催される防災訓練の支援を行う。	6,596
	⑭ あんしん通報システムの運用 【2目 常備消防費】	高齢者世帯等を対象として、火災センサーの感知やボタンを押すことで緊急通報できる装置を設置し、緊急時、より迅速に消火・救急活動ができる体制づくりに取り組む。	479

※上記の他、
保健福祉局所管分
(介護保険特別会計)
48,300

北九州市火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 「急速充電設備」(電気自動車等に充電するための設備)は、政令及び総務省令で定める基準に従い、市の火災予防条例で定めることとされている。今般、総務省令が改正されたことにより、火災予防条例を改正するもの。
- (2) 「喫煙等に関する標識」は、国が定める「火災予防条例(例)」に基づき、市の火災予防条例で定めている。今般、「火災予防条例(例)」が改正されたことにより、火災予防条例を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 急速充電設備について
 - ア 急速充電設備の定義の見直し
急速充電設備の充電対象は、これまで電気を動力源とする自動車と原動機付自転車としていたが、船舶と航空機等を追加するとともに、全出力200KW以下としていた上限を撤廃するもの。
 - イ 緊急停止装置の設置
充電中に利用者が異常を認めたとときの緊急停止装置を、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (2) 喫煙等に関する標識について
現在、喫煙等に関する標識は、健康増進法及び市の火災予防条例に基づき、2種類の標識を設置しなければならないこととなっているが、健康増進法に基づく標識が設置されている場合は、市の火災予防条例に基づく標識を設置しなくても良いことにするもの。

3 施行期日

- (1) 急速充電設備：令和5年10月1日
- (2) 喫煙等に関する標識：公布の日

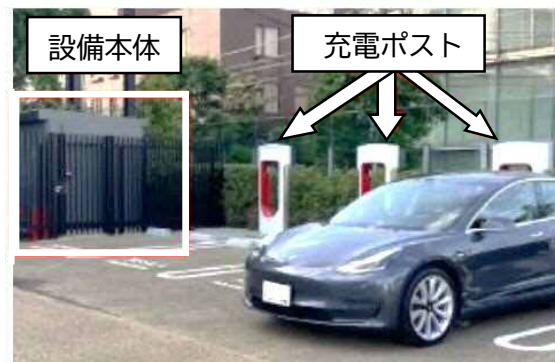
《急速充電設備》

- 電気自動車等への充電は、「急速充電（設備）」と「普通充電（設備）」の2種類
- 道の駅、高速道路のサービスエリア、コンビニ等の駐車場に設置され、短時間で充電できるものを『急速充電設備』（全出力20kWを超えるもの）という。
- 一般住宅やマンション等に設置され、約10時間から20時間かけて充電するものを『普通充電設備』（全出力20kW以下のもの）という。

急速充電設備（一体型）



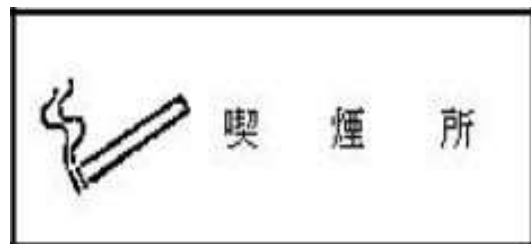
急速充電設備（分離型）



《喫煙等に関する標識》



「健康増進法」の標識



「火災予防条例」の標識
(健康増進法の標識があれば、設置不要)